



令和6年10月29日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

ヒトパピローマウイルス (HPV)感染症ワクチンの 無料接種期間を市独自で延長します

平成9年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた女性がHPVワクチン接種を無料で受けられる期間は、国の制度では令和7年3月31日までとなっています。3回接種を完了するまでに最短で4か月必要なため、12月以降に1回目の接種を受けられる方などは、無料期間内に3回接種を完了できません。

市では、令和7年3月31日までに1回でもHPVワクチン接種を受けられた方で、3回接種が完了していない方に対し、独自で無料接種できる期間を下記のとおり延長します。このことにより、国の制度自体を知らなかったり、接種を迷っているうちに国が示す無料接種期間中の接種が間に合わなかった方などが、3回の接種全てを無料で受けられるようになります。

記

1 対象者 次のすべてを満たす方

- ① 平成9年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた女性（キャッチアップ接種対象者+高1相当）
- ② 令和7年3月31日までに HPV ワクチンを1回または2回接種した方で、3回接種が完了していない女性（令和6年度までに接種を開始していない方は、無料接種期間の対象者にはなりません）

2 延長後の期限 令和7年12月31日(水)まで

- #### 3 その他
- 令和7年4月以降の接種は任意接種となり、「白色」の予診票を使用するため、これまで使用していたピンク色の予診票をお持ちの方は、保健センターで差し替えが必要となります。また、接種日時点で豊川市に住民票がない場合は、無料で接種を受けることができなくなります。

【お問合せ先】

豊川市役所 子ども健康部 保健センター 清水・竹内・山本
TEL:0533-89-0610 Eメール: hokens@city.toyokawa.lg.jp